

**優遇税制**

**延長決定!**

2025年 **3月末日**まで



対象機種など  
←詳しくはこちら



地域の経済と雇用を支えている  
皆さまのための制度。  
経営上の課題の解決や経営戦略  
に応じて、上手に活用してください。



当社対象製品をご購入すると、

**即時償却** を  
ご利用頂けます!

2025年 **3月末日**まで

**2年延長**  
決定!!



次世代  
油圧ショベル  
**315**



即納可能機種を  
多数ご準備!

次世代  
油圧ショベル  
**320**



新型  
ホイールローダ **910**



**優遇税制制度を**  
**ご紹介いたします。**

制度詳細は裏面へ

四国建販





# 経営強化の取り組みに ぜひお役立てください!

対象機種など  
詳しくはこちら



経営力  
向上計画の  
作成必須

## 中小企業経営強化税制

※「中小企業投資促進税制」との併用はできません

対象設備の取得により **即時償却** または **税額控除** (7or10%) が利用可能です。

対象事業者	資本金 1 億円以下の青色申告している 中小企業者等のお客様	即時償却	税額控除
対象期間	2025 年 3 月末取得分まで	購入初年度に 取得価額の <b>100% 償却</b>	資本金 3000 万円~1 億円以下 <b>取得価額の 7%</b> または 資本金 3000 万円未満 <b>取得価額の 10%</b>
対象設備要件	工業会の証明書が発行可能な設備 詳しくはセールスまでお問い合わせください		

● 決算月までに **工業会証明書  
経営力向上計画** ~ **納車** までに完了する必要があります。

決算月の最低2カ月前までには  
ご注文頂く必要がございます。  
機種によって納期が異なります。

約  
2カ月

約2週間

約1カ月

工業会証明書は当社で準備します。

申請  
工業会証明書

取得  
工業会証明書

申請(受理)  
経営力向上  
計画

経営力向上  
計画はお客様  
でご準備して  
ください。

認定  
経営力向上  
計画



納車

決算月

## 優遇税制利用事例

※計算例想定(資本金1億円以下の普通法人) 法人税率 利益800万円以下15%、800万超は23.2%

### 新車購入した場合

税引前当期純利益	3,200万円
新車	2,200万円
(利益-機械代金) × 法人税率 = 納税額	
利益 3,200万円 - 機械代金 2,200万円	
残り利益 1,000万円のうち	
● 800万円 × 15% = 120万円	
● 200万円 × 23.2% = 46.4万円	

納税額 166.4万円

節税効果 **510.4万円** (購入初年度)

購入しなかった  
場合と比較して...  
**500万円以上の  
節税効果!**



### 新車購入しなかった場合

税引前当期純利益	3,200万円
利益 × 法人税率 = 納税額	
利益 3,200万円のうち	
● 800万円 × 15% = 120万円	
● 2,400万円 × 23.2% = 556.8万円	

納税額 676.8万円

## 中小企業投資促進税制

※「中小企業経営強化税制」との併用はできません

対象設備の取得により **特別償却** または **税額控除** (7%) が利用可能です。

対象事業者	資本金 1 億円以下の青色申告している 中小企業者等のお客様	特別償却	税額控除
対象期間	2025 年 3 月末取得分まで	購入初年度に 取得価額の <b>30% 償却</b>	資本金 3000 万円~1 億円以下 <b>適用なし</b> または 資本金 3000 万円未満 <b>取得価額の 7%</b>
対象設備要件	新車/単品 160 万円以上(工業会証明書は不要)		

詳細は担当セールスへお問い合わせください。

本社:〒791-0054 愛媛県松山市空港通6-10-1 TEL:089-972-1481 FAX:089-973-1760

□松山支店 □今治営業所 □南予営業所  
□高知支店 □幡多営業所 □安芸営業所 □徳島支店 □穴吹営業所 □阿南営業所

**四国建販**

<https://shikoku-kenpan.co.jp> 四国建販 検索

